

燃料油（白灯油、LPガス）の購入契約に関する100条調査に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり燃料油（白灯油、LPガス）の購入契約に関する調査を行うものとする。

記

1 調査事項

燃料油（白灯油、LPガス）の購入契約に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定により委員10名で構成する燃料油（白灯油、LPガス）の購入契約に関する100条調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を燃料油（白灯油、LPガス）の購入契約に関する100条調査特別委員会に委任する。

4 調査期限

燃料油（白灯油、LPガス）の購入契約に関する100条調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、令和6年度においては、100万円以内とする。

以上、決議する。

令和6年3月27日

榎原市議会

(理由)

市が締結する燃料油（白灯油、LPガス）購入契約については、予算特別委員会の令和6年度一般会計予算の審議の中で当該契約内容が適正であるか否かという疑念を完全に払拭することができなかった。地方自治法第100条第1項に基づいてより詳細な調査を行うことにより、事実関係を解明し、事務の改善につなげる必要があるため。